

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の
ための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との
間の協定の説明書

外
務
省

目次

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 協定の主要な内容	一
1 適用対象及び定義に関する規定	一
2 二重課税の回避等のための規定	一
3 二重課税の除去の方式に関する規定	二
4 その他	二
5 議定書	二
三 協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、中華人民共和国香港特別行政区政府との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための協定を締結するため、平成二十二年（二十十年）三月以来、中華人民共和国香港特別行政区政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成二十二年（二十十年）十一月九日に香港において、日本側在香港隈丸総領事と香港側陳金融国庫局長官との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、国際的二重課税の回避を目的として、香港との間で課税権を調整するとともに、国際標準に沿った情報の交換の実施を可能にするものである。この協定の締結により、我が国と香港との間の人的交流及び経済的交流がより一層促進され、同時に、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文三十箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この協定は、一方又は双方の締約者の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」等の用語を定義するとともに、居住者の振り分け及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地において課税することができること（第六条）、一方の締約者の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約者に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約者にお

いて課税されること（第七条）、国際運輸業所得については、企業の居住地においてのみ課税されること（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料については、源泉地での限度税率（第十条から第十二条まで）を規定している。また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地の滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地において課税されること（第十四条）、法人の役員報酬については、法人居住地において課税することができること（第十五条）を規定するとともに、退職年金等及び政府職員の報酬についての課税の原則（第十七条及び第十八条）のほか、匿名組合契約から得られる所得等について、締約者の法令に従って源泉地課税ができること（第二十條）を規定している。さらに、規定のないその他の所得については、居住地においてのみ課税することができること（第二十一条）を規定している。

3 二重課税の除去の方式に関する規定

我が国及び香港においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している（第二十二條）。

4 その他

両締約者の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十三条）、協定の規定に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局の間での協議及び仲裁手続（第二十四条）、両締約者が課する全ての種類の租税に関する情報の交換（第二十五条）、取引の主たる目的が協定の特典を受けることである場合の協定の特典の制限（第二十六条）、領事機関の構成員の租税上の特権とこの協定との関係（第二十七条）等について規定しているほか、この協定の効力発生（第二十九条）及び終了（第三十条）について規定している。

5 議定書

附帯税等は「租税」に含まれないこと（議定書1）、「法人以外の団体」には信託財産及び組合を含むこと（議定書2）、「事業の管理及び支配の主たる場所」の範囲（議定書3）、「公認の有価証券市場」の範囲（議定書4）、「退職年金その他これに類する報酬」の範囲（議定書5）、相互協議手続に係る仲裁手続及びその補則事項（議定書6）、協定の対象となる租税以外の租税に関する

る情報交換を義務付けるための要件（議定書7）並びに情報の提供を拒否することができる場合（議定書8）について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

